

# 平成26年公的年金財政検証と今後の年金制度改正の行方（上）

厚生労働委員会調査室 松野 晴菜

## 1. はじめに

平成26年6月3日、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（以下「財政検証」という。）が公表された。財政検証は、少なくとも5年に1度行われるものとされ、言わば公的年金財政の定期健康診断である。

総務省統計局の人口推計（平成26年10月概算値）によれば、生産年齢人口（15～64歳）は7,784万人であり、平成7年をピークに以後減少し続けている。一方、65歳以上人口は3,300万人、総人口に占める65歳以上人口の割合は26.0%であり、人口、割合共に過去最高となった。今後の少子高齢化の進展を踏まえれば、公的年金制度の持続可能性を確認する重要性は、ますます高まっていると言えよう。

今回の財政検証の特徴としては、①8通りの経済前提の設定、②3つのオプション試算が挙げられる。前回平成21年の財政検証では、3通りの経済前提が示されたが、中位の経済前提を基本ケースとし、その基本ケースを中心に議論がなされた。しかし、今回の財政検証では、8通りの経済前提が用いられ基本ケースは設定されていない。また、今後の年金制度改正の議論に資するよう、社会保障制度改革国民会議報告書<sup>1</sup>（以下「国民会議報告書」という。）及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律<sup>2</sup>（以下「プログラム法」という。）の規定に基づき、①マクロ経済スライドの仕組みの見直し、②被用者保険の更なる適用拡大、③保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制という3つのオプション試算も行われた。

今回の財政検証の結果では、経済の活性化、労働参画の促進が年金の持続可能性に資する重要な要素であることが示され、これらの前提が満たされた場合、将来にわたって年金の給付水準が確保されることが確認された。一方、マクロ経済スライドによる調整の長期化により基礎年金の給付水準が大幅に低下することが明らかとなった。また、3つのオプション試算については、いずれも年金の給付水準にプラスの効果があることが示された。現在、社会保障審議会年金部会等において、財政検証及びオプション試算の結果等に基づき必要な年金制度改正に向けた検討が進められている。

本稿においては、財政検証の意義、平成26年財政検証及びオプション試算の結果について解説することとし、今後の年金制度改正の行方については、次稿において考察する。

## 2. 財政検証の意義

---

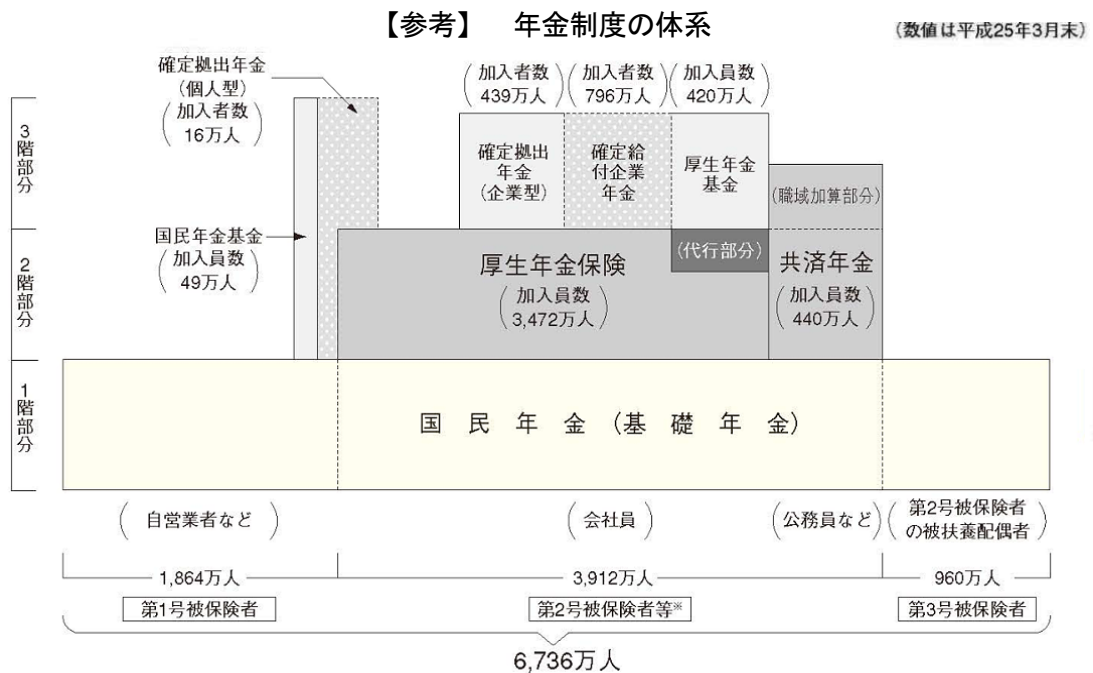
<sup>1</sup> 平成25年8月6日公表

<sup>2</sup> 平成25年法律第112号

財政検証とは、人口や経済の動向を踏まえ、少なくとも5年ごとに①おおむね100年という長期の財政見通しの作成<sup>3</sup>、②マクロ経済スライド<sup>4</sup>の開始・終了年度の見通しの作成<sup>5</sup>を行うものである。今回の財政検証は、従来の財政再計算<sup>6</sup>に代わり、平成21年に続き2度目である。平成16年年金制度改正（以下「平成16年改正」という。）により、年金制度は保険料の上限が固定され、その固定された財源の範囲内で自動的に給付水準を調整することで、財政収支の均衡を図ることとされた。財政検証は、こうした給付と負担の均衡を自動的に図る仕組みの下での年金財政の健全性を検証することを目的としている。

財政検証においては、所得代替率が主な指標として用いられる。所得代替率とは、年金受給開始時点における厚生年金の標準的な年金受給世帯（40年間平均的な賃金で働いたサラリーマンの夫と40年間専業主婦であった妻からなる夫婦世帯）の年金額の現役男子の平均手取り収入<sup>7</sup>に対する比率のことであり、公的年金の給付水準を示す指標である。

また、財政検証の作成に当たって、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずるものと規定されている。



※第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

<sup>3</sup> 国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4の規定に基づく。  
<sup>4</sup> マクロ経済スライドとは、現役人口の減少や平均余命の延びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みである。詳細については、3(4)を参照。  
<sup>5</sup> 国民年金法(昭和34年法律第141号)第16条の2、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第34条の規定に基づく。  
<sup>6</sup> 平成16年までは財政再計算として、必要な保険料率を算出するために行われていたが、平成16年改正により、財政検証が法定化された。なお、過去の財政再計算においては、その結果を踏まえ年金制度改正が行われたことが多い。  
<sup>7</sup> 現役男子の平均手取り収入については、前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額(賞与を含む、月額換算)の実績見込みに可処分所得割合を乗じて算出している。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等	○民間サラリーマン、公務員	○民間サラリーマン、公務員等に扶養される配偶者
○保険料は定額 ・平成26年4月現在月額15,250円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円で固定（平成16年度価格） ※毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。	○保険料は報酬額に比例（厚生年金） ・平成25年9月現在17.120% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.30%で固定 ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している被用者年金制度（厚生年金又は共済年金）が負担

- 老齢年金の給付額（平成26年度）
  - ・自営業者（40年加入の第1号被保険者1人分）：月額64,400円
  - ・サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と基礎年金夫婦2人分（40年加入）の合計）：月額226,925円
- 公的年金受給権者数（平成25年3月末） 3,942万人
- 公的年金受給者の年金総額（平成25年3月末） 53兆2,397億円

（出所）厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」

### 3. 平成16年改正財政フレームの完成

平成24年の社会保障と税の一体改革に関連する法案審議においては、消費税増税に関連する法案のほか、年金関連4法案<sup>8</sup>についても同時に議論がなされ、それぞれ成立した。その結果、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げに必要な財源を確保すると同時に、特例水準<sup>9</sup>の解消が図られ、マクロ経済スライドが機能する前提が整った。これらの法案の成立は、長期的な給付と負担を均衡させるための平成16年改正による年金財政フレームの完成を意味する。

以下、関連する近時の法改正に触れつつ、平成16年改正による年金財政フレームを紹介する。

#### （1）上限を固定した上での保険料の引上げ

保険料については、厚生年金が保険料率18.3%（労使折半）<sup>10</sup>、国民年金が保険料月額16,900円<sup>11</sup>をそれぞれ上限とし、平成29年度以降の保険料の水準を固定する。急速な少子高齢化に対応するため、負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇するとの不安が大きいことから、将来にわたる保険料水準が法律に明記された。

<sup>8</sup> 成立した年金関連4法は以下のとおり。公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）（以下「年金機能強化法」という。）、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）（以下「国年法等改正法」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

<sup>9</sup> 年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）とされた。特例水準の解消については平成25年10月に1.0%、平成26年4月に1.0%が引き下げられており、平成27年4月に0.5%の引下げが行われる予定。

<sup>10</sup> 平成16年10月から毎年0.354%引き上げを行っており、現在（平成26年9月～）の保険料率は17.474%。

<sup>11</sup> 国民年金における保険料については、平成16年度価格に改定率（賃金や物価の変動に応じて政令で定められる率）を乗じて計算される。平成17年4月から毎年280円引上げており、現在（平成26年4月～）の国民年金保険料は月額15,250円。

## （２）基礎年金国庫負担割合 2分の1への引上げ

将来世代の過重な保険料負担<sup>12</sup>を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保するため、平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とするとされていたが、安定的な財源が確保できず、毎年財源の確保が課題となっていた<sup>13</sup>。平成24年の年金機能強化法等の成立により、消費税増税分の一部を恒久的な財源とすることとされ、安定した財源が確保された。

## （３）積立金の活用

公的年金制度は、おおむね100年間で財政均衡を図るため、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後代の給付に充てる有限均衡方式を採用している。平成11年財政再計算においては、将来にわたる全ての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採用していたが、この方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有することとなるなどの問題があった。そこで、財政均衡期間については、現在既に生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間とされ、今回の財政検証においては、2110年度までの95年間で財政均衡期間としている。

## （４）マクロ経済スライドの導入

マクロ経済スライドは、限られた財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みである。具体的には、上限が固定された保険料を前提に、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金の支給に支障のない程度の積立金（給付費1年分）を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定し、調整期間<sup>14</sup>においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させつつ、その分だけ賃金や物価の上昇に伴う年金額の上昇を抑えることとする。その後の財政検証において、年金財政の均衡が見込まれる場合には、年金額の調整を終了することとなる。

マクロ経済スライドによる調整期間中は、賃金や物価の上昇による年金額の伸びから、スライド調整率（公的年金全体の被保険者の減少率（3年平均）＋平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%））を差し引いて、年金額を改定することとなる。ただし、名目下限が設定されており、賃金・物価の伸びが小さい場合は、マクロ経済スライドによる調整の効

<sup>12</sup> 平成16年財政再計算によれば、基礎年金の国庫負担割合は3分の1という前提において、給付水準、国庫負担などについて何らの見直しを行わなかった場合、国民年金の保険料は平成43年度に29,500円、厚生年金の保険料率は平成50年度に25.9%に達する見込みであった。なお、給付水準を見直さず国庫負担割合を2分の1にした場合、国民年金の保険料は平成29年度に20,700円、厚生年金の保険料率は平成42年度に22.8%に達する見込みとされた。

<sup>13</sup> 詳細は根岸隆史「社会保障・税一体改革における年金制度改正—国民年金法改正案・年金機能強化法案—」『立法と調査』No. 328（2012.5）参照。

<sup>14</sup> マクロ経済スライドによる調整期間の推計方法は次のとおりであり、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それを基に作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終期における積立度合いが支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計する。

果が限定的になり、マイナス改定になるような調整は行われぬ。また、賃金・物価が下落した場合は、マクロ経済スライドによるスライド調整は行われぬこととなる。

デフレ経済が続いたことや特例水準が解消されなかつたことから、マクロ経済スライドによる調整は平成16年に導入されて以来、一度も行われぬことがない。国年法等改正法の成立により、平成27年4月に特例水準が解消される見込みとなつており、賃金・物価が上昇すればマクロ経済スライドが発動される環境が整う。

#### 4. 平成26年財政検証の前提

##### (1) 年金制度の前提

今回の財政検証においては、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、年金額の特例水準の解消、被用者年金の一元化、短時間労働者への厚生年金適用拡大(25万人ベース)等の社会保障と税の一体改革において成立した法律による公的年金制度の改正が反映されている。

被用者年金の一元化については、平成27年10月からの実施を受け、従来は厚生年金のみを用いて計算していたのに対し、今回の財政検証より一元化モデルとして、共済年金も併せて計算されている。比較的賃金の高い共済組合の組合員が厚生年金の被保険者となるため、厚生年金の現役男子の平均手取り収入が1.3万円程度上昇する見込みとなっている。この影響により、従来より賃金水準の高い現役世帯を標準モデルとすることとなるため、標準モデルの所得代替率が低下することに留意が必要である。

##### (2) 将来推計人口の前提

「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を使用し、合計特殊出生率及び死亡率についてそれぞれ高位、中位、低位の3通りを設定した。合計特殊出生率については、出生高位:1.60、出生中位:1.35、出生低位:1.12、死亡率(平均寿命)については、死亡高位:男83.22、女89.96、死亡中位:男84.19、女90.93、死亡低位:男85.14、女91.90と設定された。

##### (3) 労働力率の前提

平成26年2月に取りまとめられた「労働力需給推計」((独)労働政策研究・研修機構)に準拠して設定し、将来の経済状況の仮定に応じ、「労働市場への参加が進むケース」、「労働市場への参加が進まないケース」を設定した。高齢者<sup>15</sup>及び女性<sup>16</sup>の労働参加が進んだケースを「労働市場への参加が進むケース」とし、足下の労働力率のまま推移するケースを「労働市場への参加が進まないケース」としている。労働市場への参加が進んだ場合、2030

<sup>15</sup> 2030年における60～64歳の男性の労働力率は、「労働市場への参加が進むケース」において、90.9%が見込まれている一方、「労働市場への参加が進まないケース」において、75.4%と見込まれている。2030年における65～69歳の男性の労働力率は、「労働市場への参加が進むケース」において、66.7%が見込まれている一方、「労働市場への参加が進まないケース」において、49.0%と見込まれている。

<sup>16</sup> 「労働市場への参加が進むケース」の場合、2030年における女性の労働力率において、M字カーブがほぼ消滅すると見込まれている。

年まで6,000万人前後の労働力人口<sup>17</sup>を維持するが、労働市場への参加が進まない場合、2030年には労働力人口が5,300万人程度に落ち込み、労働力人口は急速に減少し続けることが予想されている。

#### (4) 経済前提

社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会<sup>18</sup>において、平成26年3月10日に「年金財政における経済前提と積立金の運用のあり方について」が取りまとめられ、同月12日に開催された年金部会に報告された。同報告書に基づき、経済前提が設定されている。

長期の経済前提の設定のイメージについては図表1のとおりであるが、具体的には、平成35年度までの足下の経済前提は、図表2の内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日)における内閣府経済再生ケース、内閣府参考ケースに準拠した2通りであり、内閣府経済再生ケースでは全要素生産性(TFP)<sup>19</sup>上昇率が足下の0.5%から1.8%へ上昇、内閣府参考ケースでは1.0%へ上昇していくと設定された。平成36年度以降の長期の経済前提は、図表3の内閣府経済再生ケースに接続するケースA～E、内閣府参考ケースに接続するケースF～Hの8通りを示しており、TFP上昇率はケースHの0.5%からケースAの1.8%の間で想定されている。

平成21年財政検証の際は経済前提を3通りとし、中位の経済前提が基本ケースとして設定されたが、今回、基本ケースの設定はなされなかった。これは、①前回の財政検証においては、経済前提が合っているかどうか議論が終始したことから、今回は無用な混乱を回避するためと、②前提が変われば同じ年金スキームにおいても結果が変わることを示すことができるため等とされている。

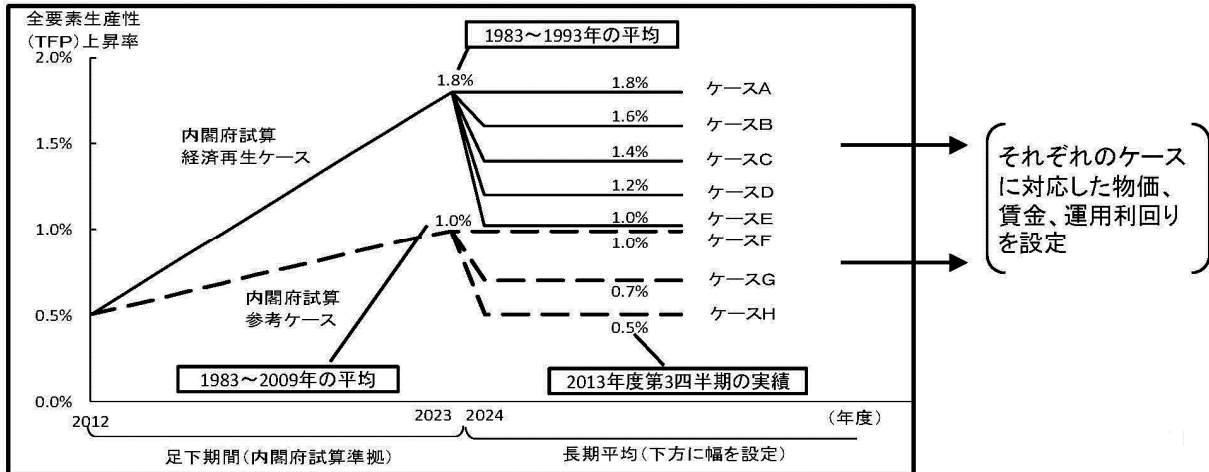
また、今回の積立金の運用利回りについては、前回の財政検証の際、運用目標に関する議論が名目運用利回りに偏ったとの意見があったことから、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた運用利回り(スプレッド)のみを数値で設定(名目賃金上昇率は数値を示さない。)するよう運用利回りの示し方が変更された。

<sup>17</sup> 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

<sup>18</sup> 平成23年10月14日に第1回が開催され、取りまとめに至るまで全17回行われた。

<sup>19</sup> 全要素生産性(TFP)とは、生産に寄与する要素のうち、労働及び資本投入量以外の要素による生産性のことである。TFPの上昇については、技術進歩が大きな要素であるとされるほか、景気変動などにも起因するとされている。

図表1 長期の経済前提の設定のイメージ



(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し -平成26年財政検証結果-」(平26.6.3)

図表2 平成35年度までの足下の経済前提

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提 (ケースA~ケースE)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.2%	▲0.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
名目賃金上昇率	1.0%	2.5%	2.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.2%	4.1%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.8%	▲0.5%	0.4%	1.1%	1.6%	2.0%	2.3%	2.6%	2.9%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提 (ケースF~ケースH)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.7%	0.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%
名目賃金上昇率	1.0%	1.6%	2.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.7%	2.7%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.7%	▲0.1%	0.7%	1.2%	1.5%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.2%	3.4%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。  
(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し -平成26年財政検証結果-」(平26.6.3)

図表3 平成36年度以降の長期の経済前提

	将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	
	労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り			
					実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>		
ケースA	内閣府試算 「経済再生 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算 「参考 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

注: 賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し -平成26年財政検証結果-」(平26.6.3)

### (5) その他の制度の状況等に関する前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率等については、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定されている。なお、国民年金保険料の納付率については、今後の取組強化等により向上（平成30年度に65%）した場合は基本に、現状の納付率で推移した場合（60%）も設定された<sup>20</sup>。

## 5. 平成26年財政検証の結果

### (1) 平成26年度における所得代替率

平成26年度の所得代替率は64.1%<sup>21</sup>（従来モデルの値。一元化モデルについては62.7%）であり、平成21年度の所得代替率62.3%<sup>22</sup>と比較して、1.8%上昇している。これは、年金額の改定ルール（図表4）の影響によるものである<sup>23</sup>。

図表4 現行の年金額の改定（スライド）のルール

	賃金変動率及び物価変動率の関係	新規裁定者	既裁定者
I	賃金変動率 > 物価変動率	賃金スライド	物価スライド
II	物価変動率 > 賃金変動率 > 0	賃金スライド	賃金スライド
III	物価変動率 > 0 > 賃金変動率	0スライド	0スライド
IV	0 > 物価変動率 > 賃金変動率	物価スライド	物価スライド

（出所）厚生労働省「年金額の改定（スライド）の在り方」第26回社会保障審議会年金部会 資料1（平26.10.15）を基に筆者作成

通常の経済においては、賃金変動率が物価変動率より高い場合（図表4のI）が想定されている。このような場合、新規裁定者は賃金スライド<sup>24</sup>、既裁定者は物価スライド<sup>25</sup>によって年金額の改定をすることとなっている。一方、物価変動率 > 賃金変動率 > 0の場合、物価変動率 > 0 > 賃金変動率の場合、0 > 物価変動率 > 賃金変動率の場合については、既裁定者の改定率が、新規裁定者の改定率よりも大きくなるのが不適當であるとの観点か

<sup>20</sup> 国民年金保険料納付率の設定については、日本年金機構中期計画において、国民年金の現年度納付率について、中期目標期間（平成26年4月1日から平成31年3月31日）中に60%台半ばを目指すとしてされていることを踏まえた数値である。平成21年財政検証においては、国民年金保険料納付率について当時の社会保険庁の目標値である80%という値が設定されており、実態に伴っていないとの指摘もなされた。それを受けて平成21年財政検証後、国民年金保険料が実績値に近い65%で推移した場合について試算が行われ、その結果所得代替率50%を維持できないことが明らかになった。

<sup>21</sup> 報酬比例部分25.9%、基礎年金部分38.2%

<sup>22</sup> 報酬比例部分25.6%、基礎年金部分36.6%

<sup>23</sup> 可処分所得割合が下がったことも要因の一つだと考えられる。

<sup>24</sup> 67歳までの改定率は、名目手取り賃金変動率を用いて算出される。名目手取り賃金変動率は前年の物価変動率×3年度前の実質賃金上昇率（前後3年平均）×3年度前の可処分所得割合変化率で算出される。年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで賃金による改定を行うこととした。

<sup>25</sup> 68歳以降の改定率は前年の物価変動率で行う。既裁定者については、年金の実質価値の維持、つまり購買力の維持という観点から物価による改定のみを行う。

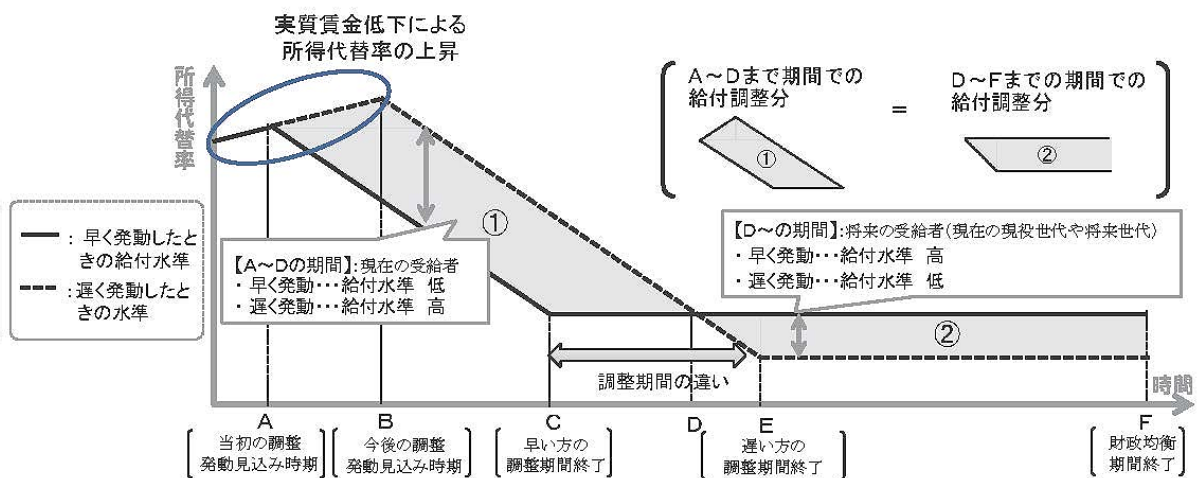


ら調整が行われている<sup>26</sup>。

本来想定されている年金額の改定の場合（図表4のⅠ）、新規裁定者の年金額については、賃金変動率により改定がなされることから所得代替率は維持される。一方、物価変動率 $>0>$ 賃金変動率の場合、 $0>$ 物価変動率 $>$ 賃金変動率の場合（図表4のⅢ及びⅣ）では、新規裁定者の年金額は物価変動率による改定（図表4のⅢ）または据置（図表4のⅣ）とすることから、年金額は賃金低下率よりも小さい改定に留まる。結果として、現在の受給者の給付水準は相対的に高くなり、所得代替率が上昇し、年金財政は悪化することとなる。なお、平成17年度以降、ほぼ全ての年度において、物価変動率が賃金変動率を上回ってきた。

所得代替率の上昇はマクロ経済スライドの長期化という問題も生じさせる。図表5のとおり、マクロ経済スライドの調整期間の長期化は、所得代替率の上昇のほか、マクロ経済スライドの発動開始時期の影響によるものである。マクロ経済スライドの発動のタイミングが早ければ、その分マクロ経済スライドの調整期間は早く終わることから、結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。反対に、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は高く、将来の受給者は低くなり、負担が後代へ回されることとなる。

図表5 所得代替率の上昇によるマクロ経済スライドの調整期間の長期化のイメージ



（出所）厚生労働省「年金額の改定（スライド）の在り方」第26回社会保障審議会年金部会 資料1（平26.10.15）

また、本来想定されている年金額の改定（図表4のⅠ）の下では、年金を受給し始めた年以降（既裁定者）の年金額は物価変動率で改定されるが、このような場合、物価変動率よりも賃金変動率の方が高いため、その時々々の現役世代の平均手取り収入に対する年金額

<sup>26</sup> 平成26年度の本来水準の年金額は、平成26年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも物価変動率（0.4%）が高くなるため、新規裁定者、既裁定者ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）によって改定された（図表4のⅡのケースに当たる。）。ただし、本来の改定水準の年金額の上昇率0.3%と特例水準の段階的な解消分である1.0%の引下げを合わせた改定が行われたことから、前年度比0.7%の引下げが行われた。

の比率は年々低下していくことになる。ただし、この比率の低下については、その時点で新しく年金を受給し始める者（新規裁定者）の所得代替率の8割を下回らないこととされている<sup>27</sup>。新規裁定者の所得代替率の8割に到達した後は賃金変動率により改定することとされており、現役世代の平均手取り収入に対する比率は維持される。

## （２）スライド調整率

マクロ経済スライド<sup>28</sup>の調整期間に用いられるスライド調整率は、少子化、高齢化をそれぞれ踏まえ、公的年金被保険者数の減少率（3年平均）（図表6の①）に、寿命の伸び等を勘案して設定されている一定率（0.3%）を加えたもの（図表6の②）である。出生中位、死亡中位における労働市場への参加が進むケースと進まないケースそれぞれのスライド調整率は図表6の②とおりでである。

平成16年財政再計算におけるスライド調整率は、調整期間の年平均で、0.9%であった。平成26年財政検証におけるスライド調整率の年平均（2015～2040年度）<sup>29</sup>は、労働市場への参加が進むケースにおいては1.2%、労働市場への参加が進まないケースにおいては1.3%という値が示されている。

図表6 公的年金被保険者数の将来見通し

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース（ケースA～ケースE）

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(1.0)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.6	(35.3)	(4.2)	7.6	(6.8)	(0.9)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.4	13.5	39.0	(34.9)	(4.1)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	51.1	11.1	34.3	(30.6)	(3.7)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.6	-1.9
62(2050)	44.3	9.6	29.6	(26.3)	(3.4)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.4	-1.7
72(2060)	39.0	8.5	26.1	(23.1)	(3.0)	4.3	(3.8)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.7	7.3	22.6	(20.0)	(2.6)	3.7	(3.2)	(0.5)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.9	6.3	19.4	(17.1)	(2.3)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102(2090)	25.2	5.5	16.9	(14.9)	(2.0)	2.8	(2.4)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.8	4.7	14.7	(13.0)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
122(2110)	18.8	4.1	12.6	(11.1)	(1.5)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) ( )内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

<sup>27</sup> 「現役世代の賃金と年金との乖離が過大にならないように、将来においては必要に応じて賃金スライドなどの措置を行うことが必要なのではないかと私は思っております。その場合、今回の財政再計算においては、私といたしましては、現役世代とのバランスを考えなければならない、それからもう一つは、お年寄りが実際に生活をしていく上において、生活実態というものを十分に考慮しなければならない、こう考えているような次第でございます。こういう点から考えますと、私自身といたしましては、二割以上乖離した場合においては賃金スライドなどを行うべきではないか、このように考えているような次第でございます。」との丹羽厚生大臣(当時)の発言に基づいている。(第146回国会衆議院厚生委員会議録第5号20頁(平11.11.17))

<sup>28</sup> マクロ経済スライドの説明については、3(4)参照。

<sup>29</sup> 平成16年財政再計算の時と異なり、平成26年財政検証における調整期間の終了については、経済前提により変わってくるため、2015～2040年度の平均。

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働市場への参加が進まないケース(ケースF～ケースH)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26(2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1		
27(2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29(2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.9	-1.2
30(2018)	64.4	17.4	38.1	(33.7)	(4.4)	9.0	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
31(2019)	64.0	17.2	37.9	(33.5)	(4.4)	8.9	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
32(2020)	63.6	17.1	37.7	(33.3)	(4.3)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
37(2025)	61.3	16.6	36.5	(32.3)	(4.2)	8.2	(7.2)	(0.9)	-0.7	-1.0
42(2030)	58.3	15.9	34.9	(30.8)	(4.1)	7.5	(6.6)	(0.9)	-0.9	-1.2
52(2040)	50.0	13.1	30.5	(26.8)	(3.7)	6.3	(5.5)	(0.8)	-1.6	-1.9
62(2050)	43.4	11.4	26.5	(23.1)	(3.4)	5.6	(4.8)	(0.7)	-1.3	-1.6
72(2060)	38.2	10.1	23.3	(20.3)	(3.0)	4.8	(4.2)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.0	8.7	20.2	(17.6)	(2.6)	4.1	(3.6)	(0.6)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.3	7.4	17.3	(15.0)	(2.3)	3.6	(3.1)	(0.5)	-1.5	-1.8
102(2090)	24.7	6.5	15.1	(13.1)	(2.0)	3.1	(2.7)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.4	5.6	13.1	(11.4)	(1.7)	2.7	(2.3)	(0.4)	-1.5	-1.8
122(2110)	18.4	4.8	11.2	(9.8)	(1.5)	2.3	(2.0)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) ( )内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(詳細結果)ー平成26年財政検証詳細結果(財政見通し等)ー」(平26.6.3)

### (3) 財政検証結果の概要

出生中位、死亡中位の場合の財政検証結果の概要は図表7のとおりである。いずれのケースにおいても5年以内に所得代替率50%を下回ることはないため、法定上のマクロ経済スライドによる調整の見直しや給付と負担の見直しの必要性はないと言える。

労働市場への参加が進むケースA～Eについては、長期的な観点からも、それぞれ所得代替率50%を維持することができる。報酬比例部分については2017～2020年度までの間に調整が終了し、基礎年金部分については2043～2044年度までの間に調整が終了する。一方、労働市場への参加が進まないケースF～Hについては、マクロ経済スライドによる調整期間が終了するまでに所得代替率50%を下回ることとなる。特にケースHについては、機械的に給付水準調整を行ったとしても、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35～37%程度となることが示された。

平成26年度の所得代替率と調整期間終了後の所得代替率を比較すると、労働市場への参加が進むケースA～Eの場合においても、2割程度低下し、そのうち基礎年金部分の所得代替率を比較すると3割程度の低下が見られた。

マクロ経済スライドによる給付水準調整後における所得代替率<sup>30</sup>は高い方から、ケースC、B、A<sup>31</sup>、D、E、F、G、Hとなっている。年金額については、ケースAが最も高い一方、名目運用利回りから名目賃金変動率を差し引いた実質的な運用利回りであるスプレッドについては、ケースEが最も高い。ケースCの所得代替率がケースA及びBよりも

<sup>30</sup> 以下、本文の5及び6でいう所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整後の所得代替率を指す。

<sup>31</sup> ケースBとAの所得代替率は同じであるが、マクロ経済スライドによる調整期間について、ケースBの方がケースAよりも短くなっている。

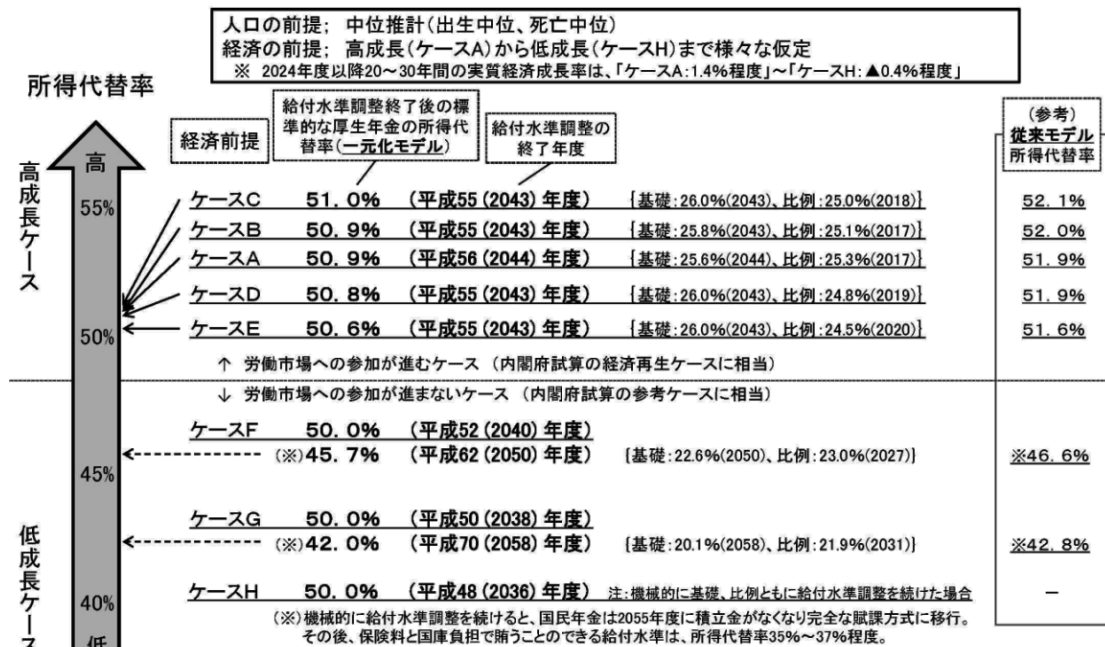
高くなっている理由は、スプレッドと年金額のバランスが良いことによるものである。

マクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度については、報酬比例部分が2017～2031年度で終了する一方、基礎年金部分はケースA～Eにおいても2043～2044年度まで行われ、報酬比例部分と基礎年金部分の調整期間に差が生じている。平成21年財政検証における調整期間の差は19年であったが、平成26年財政検証においては、その差が23年～27年となっており、差が拡大している<sup>32</sup>。この主な原因は、年金額の改定ルールの影響のほか、マクロ経済スライドの開始が平成21年財政検証の見通しよりも遅れたことから、国民年金の財政バランスが悪化したためだと考えられる。

なお、基礎年金部分と報酬比例部分の調整期間の終了が異なるのは、財政検証での給付削減の推計手順によるものである。推計手順としては、まず国民年金財政が均衡するように基礎年金の給付削減の推計を行い、その後厚生年金財政から基礎年金財政に拠出する金額を推計する。最後に、厚生年金財政が均衡するように厚生年金の給付削減を推計するため、マクロ経済スライドの終了時期が異なることとなる。逆の視点から見れば、国民年金の財政が悪化し、国民年金の給付削減をより厳しく行うこととなった場合、厚生年金財政から基礎年金財政に拠出される金額が少なくなり、厚生年金の財政は改善することとなる。

今回の財政検証においても、近時の給付水準の高止まりによる国民年金の財政悪化の結果、厚生年金からの基礎年金拠出金が減ることとなり、マクロ経済スライドによる報酬比例部分の調整期間が短くなった一方で、基礎年金部分の調整期間が長期化し、結果として基礎年金部分の給付水準の低下が見られた。

図表7 所得代替率の将来見通し



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し -平成26年財政検証結果-」(平26.6.3)

<sup>32</sup> 平成16年財政再計算の際は、基礎年金部分と報酬比例部分の調整期間の終了年度は同じであった。

また、①人口の前提が変化した場合、②国民年金保険料の納付率が現状のまま推移した場合、③経済変動を仮定した場合の影響についても試算が行われており、結果について下記のとおり紹介する。

①出生率の前提が変化した場合<sup>33</sup>については、出生高位の場合、出生中位の場合と比較して、所得代替率に+3%～+5%の影響があり、給付水準調整終了年度についても5～9年短くなる。一方、出生低位の場合、出生中位の場合と比較して、所得代替率に▲4%～▲7%の影響があり、給付水準調整終了年度についても4～14年長くなる。

死亡率の前提が変化した場合<sup>34</sup>については、死亡高位の場合、死亡中位の場合と比較して、所得代替率に+2%～+3%の影響があり、給付水準調整終了年度についても3～7年短くなる。死亡低位の場合、死亡中位の場合と比較して、所得代替率に▲2%～▲3%の影響があり、給付水準調整終了年度についても3～7年長くなる。

出生率及び死亡率の前提が変化した場合の結果を踏まえると、出生低位及び死亡低位の場合においては、所得代替率50%の維持が難しく、少子高齢化が年金財政に重要な影響を与えることが明らかとなった。

②国民年金保険料の納付率が現状のまま推移した場合の影響<sup>35</sup>については、今後の取組強化等により向上した場合<sup>36</sup>と比較して、所得代替率に▲0.1%～+0.1%の影響、給付水準調整終了年度についてもほとんど影響を与えないという結果になっており、5%分の国民年金の保険料納付率の変化については、年金財政にほとんど影響を与えないことが示された。

③経済変動を仮定した場合の影響<sup>37</sup>については、経済の変動を仮定しない場合と比較してケースCの所得代替率については▲0.2%、ケースEの所得代替率については▲0.4%、ケースGの所得代替率については▲2.5%の影響が確認された。特にケースGについては、基礎年金部分の給付水準調整終了年度は14年も延びることとなっており、マクロ経済スライドにおける名目下限による影響は経済が低成長の場合ほど大きくなる。

## 6. オプション試算

前述したように、今回の財政検証においては、今後の年金制度の改正の議論に資するよう、国民会議報告書及びプログラム法の規定に基づき<sup>38</sup>、3つのオプション試算が行われた。国民会議報告書では、①マクロ経済スライドの見直し、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期の就労と年金受給の在り方、④高所得者の年金給付の見直し

<sup>33</sup> 経済前提がケースC、E、Gの場合。

<sup>34</sup> 経済前提がケースC、E、Gの場合。

<sup>35</sup> 経済前提がケースC、E、Gの場合。国民年金保険料の納付率が60%のまま推移した場合。

<sup>36</sup> 平成30年度以降における国民年金保険料納付率は65%

<sup>37</sup> 経済前提がケースC、E、Gの場合。物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返す、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定した場合。

<sup>38</sup> 国民会議報告書において、財政検証に関し、「単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改正につなげていくべき」との指摘がされた。

について検討を行うことが示された<sup>39</sup>。プログラム法においても、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、①国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方、②短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大、③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方、④高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しについて、検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

これらの検討課題を受け、今回の財政検証と併せて①マクロ経済スライドの仕組みの見直し、②被用者保険の更なる適用拡大、③保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制の3つのオプション試算が行われた。

### （1）オプション試算Ⅰ—マクロ経済スライドの仕組みの見直し—

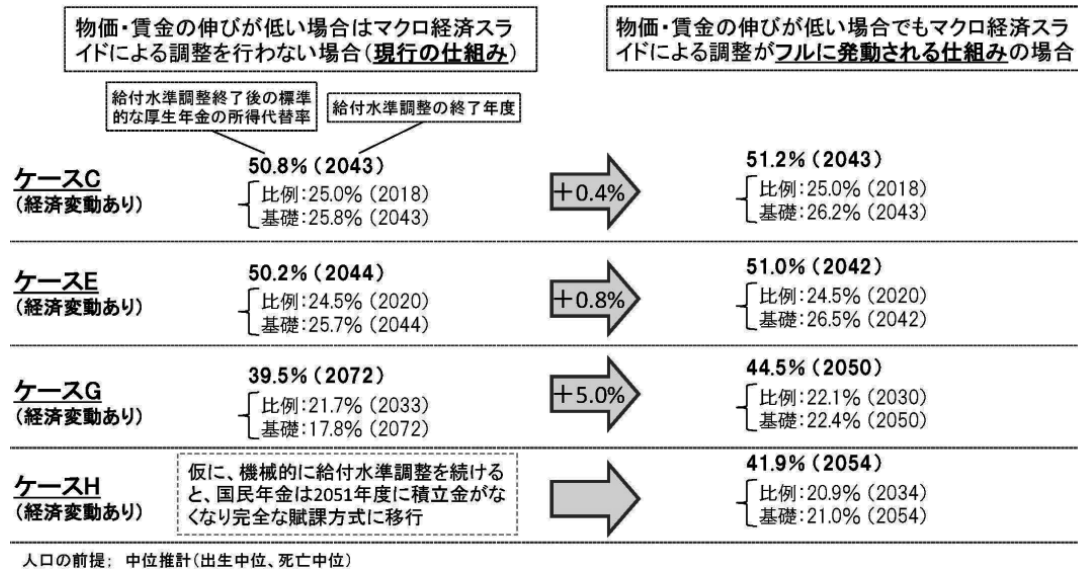
国民会議報告書において、マクロ経済スライドによる調整は、「約30年間かけて行われることとなっているが、このような長い期間の間には当然に経済変動が存在する。このため、デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動度合いによっては、スライド調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得ることとなる。他方で、将来の保険料水準を固定した以上、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準を相対的に高く維持することができる。」と指摘がなされている。

そこで、平成26年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波（4年周期、変動幅±1.2%）による変動を加えて経済前提を仮定し、物価・賃金の伸びが低い場合においてもマクロ経済スライドを発動する、いわゆるフル発動を行う仕組みとした場合の試算を行っている。

結果については、図表8のとおりである。ケースCにおいては、大きな効果は見られないうが、ケースGにおいては、所得代替率について+5.0%の効果が見られ、基礎年金部分の調整期間については22年短縮することができる。物価上昇率及び賃金上昇率が低いほど、現行のマクロ経済スライドを発動できない期間が増えることから、経済前提が悪いケースほどマクロ経済スライドのフル発動による所得代替率の改善効果があると言える。

<sup>39</sup> このほか、国民年金第1号被保険者の出産前後の保険料免除に関しても、年金制度における次世代育成への配慮を一層強化する観点からの対応が求められると指摘されている。

図表8 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合



(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算 - オプション試算結果 -」(平26.6.3)

## (2) オプション試算Ⅱ—被用者保険の更なる適用拡大—

国民会議報告書において、「国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加していることが、本来被用者として必要な給付が保証されない、保険料が納められないというゆがみを生じさせている。」と指摘がなされている。

そこで、①220万人ベース、②1,200万人ベースの2通りで適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算した<sup>40</sup>。220万人ベースについては、月5.8万円以上の賃金収入のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大をした場合が想定されている。ただし、月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外とした。1,200万人ベースについては、月5.8万円の賃金収入のある全ての被用者へ適用拡大を行った場合が想定されており、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者についても適用拡大の対象とされている。いずれの場合も、平成28年10月に適用拡大(25万人ベース)<sup>41</sup>を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施した場合を想定している。

結果については、図表9のとおりである。①220万人ベースの適用拡大の場合<sup>42</sup>は、図表9①のとおり、大きな効果は見られなかった。②1,200万人ベースの適用拡大の場合<sup>43</sup>は、図表9②のとおり、所得代替率について+3.9%~+6.9%の効果が見られるとともに、調整期間も7~14年間短縮することができるなど大きな財政効果が見られ、特に基礎年金部

<sup>40</sup> 併せて、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響についても試算がなされている。

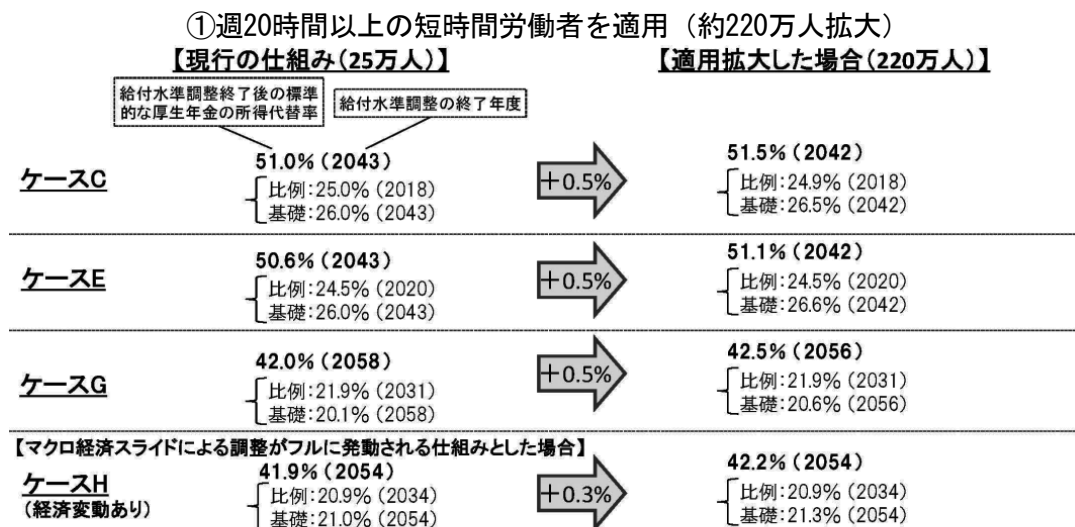
<sup>41</sup> 年金機能強化法により、平成28年10月から、①週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上見込み、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業の範囲で適用拡大がなされることとなった。

<sup>42</sup> 経済前提がケースC、E、G、Hの場合。

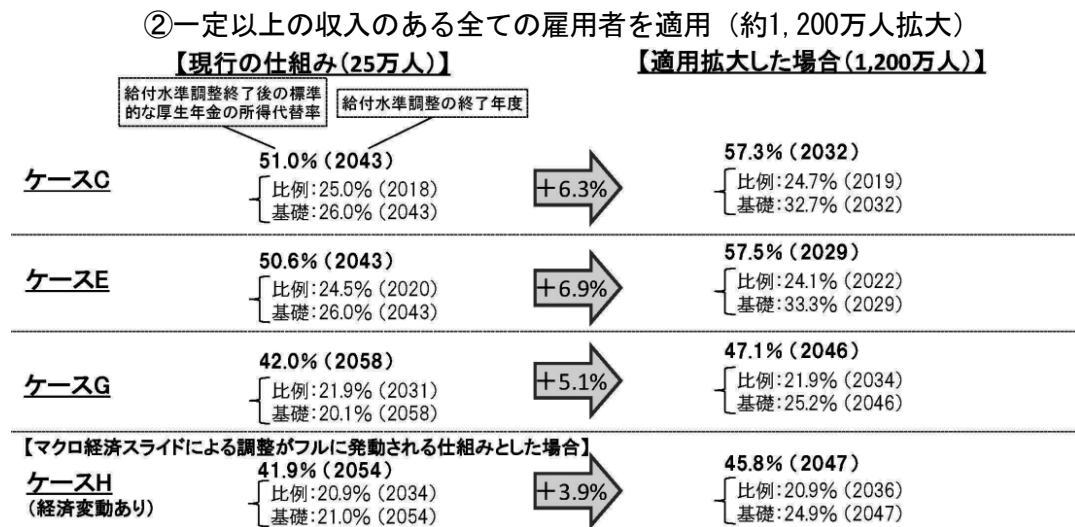
<sup>43</sup> 経済前提がケースC、E、G、Hの場合。

分の所得代替率が上昇した。これは、短時間労働者が国民年金第1号被保険者から国民年金第2号被保険者へ移る<sup>44</sup>ため、国民年金第1号被保険者数が減少することによるものだと考えられる。また、報酬比例部分の所得代替率に対する影響が小さい理由は、①国民年金第3号被保険者から国民年金第2号被保険者へ移るため、保険料収入が増加すること、②非適用事業所におけるフルタイム労働者に対しても適用拡大がなされ保険料収入が増加することによるものだと考えられる。

図表9 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合



※ 人口の前提：中位推計(出生中位、死亡中位)  
注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。  
2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。



※ 人口の前提：中位推計(出生中位、死亡中位)  
注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。  
2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算 ―オプション試算結果―」(平26.6.3)

<sup>44</sup> 国民年金第1号被保険者から国民年金第2号被保険者へ移行する者は600万人、国民年金第3号被保険者から国民年金第2号被保険者へ移行する者は250万人、非加入から国民年金第2号被保険者へ移行する者は350万人と計算されている。非加入については、20歳未満の労働者や60歳以上の労働者等が含まれる。



### （３）オプション試算Ⅲ—保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制—

国民会議報告書において、「高齢化が進展し、生涯現役社会に向けた取組が進められていく中で、高齢者の働き方と年金受給の在り方をどう組み合わせるかについても、今後の検討課題となってくる。」「今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、平均寿命が延び、個々人の人生が長期化する中で、ミクロ的には一人一人の人生における就労期間と引退期間のバランスをどう考えるか、マクロ的には社会全体が高齢化する中で就労人口と非就労人口のバランスをどう考えるかという問題として検討されるべきものである。」「なお、この検討に当たっては、職務の内容と高齢者の対応可能性等も考慮し、高齢者の就業機会の幅を広げることに取り組むとともに、多様な就業と引退への移行に対応できる弾力的な年金受給の在り方について、在職老齢年金も一体として検討を進めるべきである。」と指摘がなされている。

そこで、高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう、①基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が延びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更し、②65歳以上の在職老齢年金<sup>45</sup>を廃止するという制度改正を行った場合を試算した<sup>46</sup>。また、これらの制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかについても、試算した<sup>47</sup>。

結果については、図表10のとおりである。所得代替率について+6.0%～+6.6%の効果が見られた<sup>48</sup>。給付水準調整終了年度については、基礎年金部分が短縮できる一方で、報酬比例部分が延びることが示された。

<sup>45</sup> 在職老齢年金制度とは、賃金と老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金含む。）の合計額が一定額を超えると老齢厚生年金が全部又は一部支給停止される制度のことである。具体的には、60～64歳の年金受給者については、賃金と特別支給の老齢厚生年金（定額部分含む。）の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止し、賃金が46万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止する。65歳以上の年金受給者については、賃金と老齢厚生年金（報酬比例部分）の合計額が46万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。老齢基礎年金は全額支給される。

<sup>46</sup> 前提は以下のとおり。①基礎年金の拠出金の対象年齢（現行20～60歳の40年間）を平成30年度より、3年毎に1年ずつ拡大し平成42年度に20～65歳の45年間としている。②拠出対象年齢の拡大とともに、国民年金の被保険者年齢も拡大し、平成42年度以降は、20～65歳の全ての国民が第1号～第3号のいずれかの被保険者となる。③費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法は、現行基礎年金の仕組みを踏襲（低所得時には、申請に基づき、免除制度等を適用し、免除期間分については国庫負担分のみを保障、未納期間については給付なし。）。④65歳以上の在職老齢年金制度による支給停止の仕組みを廃止。⑤スライド調整率は現行の仕組みと同じ率。ただし、被保険者年齢の拡大に伴う被保険者数の増加を使用。⑥60歳代前半の国民年金第1号被保険者の納付行動については、50歳代後半の状況を延長して設定（納付率80%程度）。

<sup>47</sup> 現在の老齢厚生年金の支給開始年齢については、基礎年金部分は平成13年度から平成25年度までかけて60歳から65歳に既に引き上がっており、報酬比例部分は平成25年度から平成37年度までかけて段階的に65歳に引き上げられるスケジュールとなっている。ただし、女性の引上げスケジュールはそれぞれ5年遅れとなっている。

<sup>48</sup> 経済前提がケースC、E、G、Hの場合。

図表10 高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

現行の仕組み		拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額	
40年拠出モデル(65歳受給開始)		45年拠出モデル(65歳受給開始)	
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率		給付水準調整の終了年度	
ケースC	51.0% (2043) 〔比例:25.0% (2018) 基礎:26.0% (2043)〕	+6.6%	57.6% (2042) 〔比例:27.6% (2020) 基礎:30.0% (2042)〕
ケースE	50.6% (2043) 〔比例:24.5% (2020) 基礎:26.0% (2043)〕	+6.5%	57.1% (2042) 〔比例:27.2% (2022) 基礎:30.0% (2042)〕
ケースG	42.0% (2058) 〔比例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058)〕	+6.4%	48.4% (2053) 〔比例:24.1% (2033) 基礎:24.3% (2053)〕
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】			
ケースH (経済変動あり)	41.9% (2054) 〔比例:20.9% (2034) 基礎:21.0% (2054)〕	+6.0%	47.9% (2051) 〔比例:23.0% (2035) 基礎:24.9% (2051)〕

※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算 ―オプション試算結果―」(平26.6.3)

また、退職年齢及び受給開始年齢の繰下げに合わせて、保険料拠出期間を延ばした場合の所得代替率の結果は図表11のとおりである。50年間の保険料拠出期間に延ばした場合<sup>49</sup>、保険料拠出期間が45年の場合と比較して、+23.8%~+28.6%の所得代替率の効果が見られ、繰下げの効果が大きいことが示された。

図表11 退職年齢と受給開始年齢を65~70歳とした場合の給付水準の変化

退職年齢及び受給開始年齢	保険料拠出期間	ケースC		ケースE		ケースG		ケースH(経済変動あり)注2	
		給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分
65歳	45年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66歳	46年	63.1%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	62.6%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	53.1%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.1%)	52.5%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.0%)
67歳	47年	68.7%	+11.1% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.7%)	68.2%	+11.0% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.6%)	57.8%	+9.4% (拠出期間増:+1.3% 繰下げ増額:+8.1%)	57.2%	+9.3% (拠出期間増:+1.2% 繰下げ増額:+8.1%)
68歳	48年	74.4%	+16.8% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.5%)	73.8%	+16.7% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.4%)	62.6%	+14.2% (拠出期間増:+2.0% 繰下げ増額:+12.2%)	61.9%	+14.0% (拠出期間増:+1.9% 繰下げ増額:+12.1%)
69歳	49年	80.2%	+22.6% (拠出期間増:+3.3% 繰下げ増額:+19.4%)	79.6%	+22.4% (拠出期間増:+3.2% 繰下げ増額:+19.2%)	67.6%	+19.1% (拠出期間増:+2.9% 繰下げ増額:+16.3%)	66.8%	+18.8% (拠出期間増:+2.7% 繰下げ増額:+16.1%)
70歳	50年	86.2%	+28.6% (拠出期間増:+4.4% 繰下げ増額:+24.2%)	85.4%	+28.3% (拠出期間増:+4.3% 繰下げ増額:+24.0%)	72.6%	+24.1% (拠出期間増:+3.8% 繰下げ増額:+20.3%)	71.7%	+23.8% (拠出期間増:+3.6% 繰下げ増額:+20.1%)

注1:増分の( )内は、増分を保険料拠出期間の増加による影響と繰下げ受給による影響に要因分解したもの

注2:ケースHは、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算 ―オプション試算結果―」(平26.6.3)

<sup>49</sup> 経済前提がケースC、E、G、Hの場合。

しかしながら、保険料拠出期間を延ばした場合、納付年数が延びた分に合わせて基礎年金が増額するため、所得代替率が改善する一方で、国庫負担が増えることに留意する必要がある。図表12が、現行制度とオプション試算Ⅲにおける基礎年金の財政見通しの比較である。平成26年度価格で1年間当たり最大1.2兆円の国庫負担の増（図表12における平成67年度及び平成72年度）となる。

図表12 現行制度とオプション試算Ⅲにおける基礎年金の財政見通しの比較

年度	現行		オプションⅢ	
	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担
平成26(2014)	21.8	11.1	21.8	11.1
納付年数の 上限延長開始⇒ 平成30(2018)	22.7(24.3)	11.5(12.4)	22.7(24.3)	11.5(12.4)
上限延長完了⇒ 平成42(2030)	19.4(29.7)	9.9(15.2)	19.9(30.4)	10.2(15.6)
基礎の調整完了⇒ 上限45年未満 の者が90歳に⇒ 平成54(2042)	17.6(36.2)	9.0(18.6)	19.2(39.6)	9.9(20.4)
平成67(2055)	16.2(46.0)	8.4(23.7)	18.5(52.4)	9.6(27.1)
平成72(2060)	15.4(49.6)	8.0(25.6)	17.7(56.9)	9.2(29.4)
平成82(2070)	13.8(56.6)	7.1(29.2)	15.9(65.2)	8.2(33.8)
平成92(2080)	12.1(63.9)	6.3(33.0)	14.0(73.6)	7.2(38.1)
平成102(2090)	10.5(70.9)	5.4(36.6)	12.1(81.7)	6.3(42.3)
平成112(2100)	9.1(78.6)	4.7(40.5)	10.5(90.5)	5.4(46.9)
平成122(2110)	7.9(87.5)	4.1(45.1)	9.1(100.8)	4.7(52.1)

(資料)平成26年財政検証結果及びオプション試算結果をもとに作成。いずれもケースEの数字を使用。

(注)「平成26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したもの。( )内の計数は換算前の実績。

(出所) 厚生労働省「高齢期の就労と年金受給の在り方」第25回社会保障審議会年金部会 資料(平26.10.1)

## 7. 平成26年財政検証に対する評価

### (1) 総合的な評価

今回の財政検証では、経済の再生と労働市場の参画が進めば、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが示された。経済成長とともに、労働環境の整備を進め、女性や高齢者の労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準を確保する意味でも重要となってくる。一方で、経済再生ケース(ケースA～E)においても、マクロ経済スライドによる基礎年金の調整に30年近くを要するため、基礎年金の水準が相対的に大きく低下する問題が明らかとなった。今回初めて実施した3つのオプション試算においては、いずれも年金制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことが確認された。

### (2) 経済前提に対する評価

今回の財政検証においては、厚生労働省によると、幅広い経済前提を設定したと説明されており、基本ケースも設定されていない。この点については、8通りの経済前提の中で、「特に好循環ケースを広く5ケースも設定し、所得代替率が目標の50%を実現できないケースは3つに抑え、いかにも年金水準の維持が可能であるかに誘導している点が問題であ

る」という指摘<sup>50</sup>や、基本ケースを設定せず、全てのケースを並列としたことについて、「検証結果に対する批判を和らげる狙いがある」との指摘<sup>51</sup>も見られた。

また、平成21年財政検証において名目運用利回りの設定<sup>52</sup>が高すぎるといった批判がなされていたが、平成26年財政検証におけるケースEの名目運用利回りは4.2%であり、今回の財政検証においても経済前提が甘いといった指摘がある。

TFP上昇率の設定については、0.5%から1.8%と幅を持って設定されているが、ケースAのTFP上昇率1.8%という値はバブル期の水準に相当する<sup>53</sup>とされ、TFP上昇率の設定が甘いのではないかと指摘もある<sup>54</sup>。なお、平成21年財政検証のTFP上昇率の設定は基本ケースにおいて1.0%、経済高位ケースにおいて1.3%、経済低位ケースで0.7%とされていた。

また、経済前提として名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた実質的な運用利回り（スプレッド）が示された<sup>55</sup>ことに評価の声もある<sup>56</sup>。一方、高いスプレッドの設定は、実質金利が実質経済成長率を大きく上回っている状況を意味し、国の財政破綻につながりかねないことから、高いスプレッドと経済再生シナリオとの整合性について疑問も呈されている<sup>57</sup>。

### （3）所得代替率の在り方

財政検証において、所得代替率は、年金受給開始時点における厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の現役男子の平均手取り収入額に対する比率と定義されているが、国際的な基準があるわけではない。また、厚生年金の標準的な年金受給世帯は、サラリーマンの夫が40年間厚生年金の被保険者であり、妻は40年間専業主婦であるとされているが、専業主婦世帯は減少を続けており、それに対して共働き世帯が増加を続け、平成4年に初めて逆転し、平成9年以降においては共働き世帯数が専業主婦世帯を上回っている<sup>58</sup>。また、平成22年公的年金加入状況等調査によると、国民年金第3号被保険者における未就業者の割合は57.0%である一方、非正規雇用者の割合は39.0%、正規雇用者の割合は1.4%となっている。厚生年金の標準的な年金受給世帯とは何かが問われている。

（まつの はるな）

<sup>50</sup> 里見賢治「年金財政検証結果と公的年金制度の将来」『賃金と社会保障』No. 1618（2014. 9）

<sup>51</sup> 星野卓也、越前智亜紀「2014年財政検証結果のポイント整理」『Economic Trends マクロ経済分析レポート（第一生命経済研究所）』（2014. 6. 6）

<sup>52</sup> 基本ケースにおける名目運用利回りが4.1%と設定された。

<sup>53</sup> 川北英隆「財政検証が前提とする生産性上昇率は楽観的すぎる」『週刊金融財政事情』No. 3084（2014. 8. 18）

<sup>54</sup> 里見、脚注48を参照。

<sup>55</sup> 通常の経済下における年金額の改定（図表4のI）がなされれば、給付も負担も賃金に連動することとなるため、名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る分（スプレッド）が、年金財政上の実質的な収益となることから、スプレッドを用いて年金財政への影響を測るのが合理的とされている。

<sup>56</sup> 西沢和彦「年金財政検証における経済前提の見方」『Research Focus（日本総研）』No. 3084（2014. 5. 2）

<sup>57</sup> 小塩隆士「公的年金制度の課題と未来」『週刊社会保障』No. 2788（2014. 8. 11）

<sup>58</sup> 内閣府「男女共同参画白書 平成26年版」によると、平成25年においては共働き世帯が1,065万世帯、専業主婦世帯が745万世帯となっている。